

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長・佐藤、千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は毎年、共働き・ひとり親家庭等の小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を行っています。2017年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

「支援の単位」数は2万9287、入所児童数は114万8318人  
把握できた「待機児童」は、1万6929人

【施策の現状と課題】

- 国は2014年4月に「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)を公布し、これにもとづいて各市町村(特別区も含む。以下同じ)が最低基準となる条例を定めました。また、2015年3月には国が「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)を策定し、「運営の多様性を踏まえつつ」、「『全国的な標準仕様』としての性格を明確化」しました。2015年度から、各地の学童保育はこれらの基準と指針にもとづいて運営されています。
- 新制度施行3年目の今年、前年度に比べて、「支援の単位」数1649増加、入所児童数7万1747人増加したことは、市町村が「省令基準」にもとづいて学童保育を増やし、それを推進する国の補助金も活用して、保護者の要望に応えたことの表れと考えます。
- 「省令基準」により、指導員の資格と人員配置が定められました。また、処遇改善や常勤配置のための国の補助金もあらたに設けられました。一方、指導員の仕事は「ただ、子どもを見守っているだけの仕事」という認識から脱却せず、指導員の離職者の多さや人手不足の解消策を、「規制緩和」に求めようとする動きもあります。2017年には地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられています。「全国的な一定水準の質」を確保するという、事業のあり方の根幹として、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び人員配置については「従うべき基準」としてこれまでどおり堅持する必要があります(全国学童保育連絡協議会の要望内容は24ページ参照)。
- 共働き・ひとり親家庭が増加しているなかで、子どもたちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声はさらに高まっており、学童保育の整備は社会的に大きな課題です。量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることが必要です。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

◆調査の方法

- ① 調査基準日と対象…2017年5月1日、全国すべての市町村(特別区を含む、以下、同じ)、1741市町村
- ② 調査方法…調査票(27ページ参照)を全国学童保育連絡協議会から直接、あるいは都道府県の学童保育連絡協議会から届け、回答を得た
- ③ 実施時期 依頼日は2017年5月2日。回収期間は、5月8日～8月31日
- ④ 回答数 1741市町村(回答率100.0%)

※埼玉県内の1自治体の集計に作業上の誤りがあり、修正したため、9月1日発表分から変更しています

## 調査結果 1 2017年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、2万 9287

○ 学童保育の入所児童数は、114万 8318人

\*前年比 7万 1747人増

### 学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。(注1)
2007年	16,668	744,545人	法制化後10年で7,000か所増、入所児童数は45万人増
2008年	17,495	786,883人	入所児童数は1万4500名増
2009年	18,475	801,390人	自治体などの入所抑制で潜在的な待機児童が増加
2010年	19,744	804,309人	大規模施設の分割で、施設数は1200か所以上増加。
2011年	20,204	819,622人	入所児童数は約2万3000人増(注2)
2012年	20,846	846,967人	入所児童数は約2万7000人増(注2)
2013年	21,635	888,753人	入所児童数は約4万2000人増(注3)
2014年	22,096	933,535人	入所児童数は約4万5000人増
2015年	25,541	1,017,429人	新制度施行。学童保育数は「支援の単位」数。入所児童数は8万3000人増。(注4)
2016年	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増(注5)
2017年	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1000人増

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごとに実施する詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2011年調査では、岩手県・宮城県沿岸部および福島県原発30キロ圏内にある34市町村は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6000人)を含めた数字。2017年は「支援の単位」216、約8100人。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

**児童福祉法第6条の3第2項** この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

\*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

\*下線は全国学童保育連絡協議会

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の目的・役割をつぎのようにまとめています。

- ・共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後(土曜日・学校長期休業中は一日)の安心・安全な生活を継続的に保障すること
- ・毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図ること
- ・保護者の働く権利と家族の生活を守ること

## 調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加 とくに4年生、5年生、6年生が増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2007年	2014年	2015年	2016年	2017年	増加数・前年比
1年生	35.9%	34.9%	343,502 (33.8%)	351,666 (32.7%)	368,336 (32.1%)	16,670 (104.7%)
2年生	31.4%	30.2%	298,806 (29.4%)	312,310 (29.0%)	324,858 (28.3%)	12,548 (104.0%)
3年生	22.9%	22.2%	224,715 (22.1%)	237,975 (22.1%)	251,512 (21.9%)	13,537 (105.7%)
4年生	5.5%	7.3%	92,173 (9.1%)	106,057 (9.9%)	122,006 (10.6%)	15,949 (115.0%)
5年生	2.4%	3.3%	37,007 (3.6%)	45,433 (4.2%)	54,201 (4.7%)	8,768 (119.3%)
6年生	1.4%	1.8%	19,711 (1.9%)	21,933 (2.0%)	26,497 (2.3%)	4,564 (120.8%)
その他	0.5%	0.3%	1,515 (0.1%)	1,197 (0.1%)	908 (0.1%)	▲289 (75.9%)
			1,017,429	1,076,571	1,148,318	

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2007年	2014年	2015年	2016年	2017年
1～3年生	90.2%	814,646 (87.3%)	867,023 (85.3%)	901,951 (83.9%)	944,706 (82.3%)
4～6年生	9.3%	115,991 (12.4%)	148,891 (14.6%)	173,423 (16.1%)	202,704 (17.7%)

高学年の入所率は前年比 1.6 ポイント上昇

### ○ 児童福祉法改定によって、学童保育は「6年生まで」が対象になりました

1997年の法制化により、児童福祉法で「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とされていた対象児童の「おおむね10歳未満」が、児童福祉法改定によって、2015年4月からは「小学校に就学している児童」（第6条の3）になりました。

2015年調査でも4年生の入所児童数の増加が顕著でした。これは、児童福祉法の改定にもとづいて、4年生になった子どもが継続して利用できるようになったことが反映されていると考えられ、2016年調査で4年生、5年生の入所児童数が増加、2017年調査で4年生、5年生、6年生の入所児童数が増加しているのも、同様のことが背景にあると考えられます。

児童福祉法が改定される以前から、高学年を受け入れていた学童保育はありましたが、国の実施要綱では、「対象児童は、（中略）健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができる」とされていました。

しかし、児童福祉法で対象児童が「おおむね10歳未満」となっていたために、対象児童を「3年生まで」「4年生まで」としていた市町村も少なからずありました。「省令基準」が示されて以降も、財政上、施設確保の困難などを理由に、6年生までの受け入れを制限している自治体もあります。国が自治体向けに出した「省令基準に関するQ&A」のなかでは、「小6までの受け入れ義務を一律に課すものではないが、対象を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではない」と説明されています。

### ○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。学童保育に通い続けることを必要としている高学年の子どもたちを受け入れるためには、子どもの人数規模の上限を守った学童保育数を必要な数だけ増やすことが必要です。

### 調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万6929人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ( )内は%

	2014年	2015年	2016年	2017年
把握している	1258 (78.1)	1329 (82.5)	1378(85.2)	1425(88.2)
待機児童がない	942	986	1011	1038
待機児童がいる	316	343	367	387
待機児童数	9115人	15533人	15,839人	16,929人
把握していない	307 (19.0)	227 (14.1)	227(14.0)	178(11.0)
未回答	46 ( 2.9)	55 ( 3.4)	13(0.8)	13(0.8)
合計	1611	1611	1618	1616

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万6929人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあります。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(10条の4)と定められた(参酌基準)ものの、児童数が非常に多い大規模な学童保育がいまだに残されています。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。

学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。全体の約4割にあたる公営の学童保育は市町村がその情報を集約しますが、約6割の公営以外の学童保育は運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

#### ○「待機児童ゼロ」＝「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」などほかの事業を、学童保育の待機児童の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことは不可能です。

#### ○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません(「潜在的な待機児童」)

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が1割弱あります(125市町村)。

市区町村数	791市	744町	183村	23区	1741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	681町	124村	21区	1616市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが3120校区あります(小学校区数の15.9%)。子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。基本的には、学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間と関わることが学童保育に通い続けるための大きな要素となるので、学区域を超えるというのは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが次に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

## 調査結果 4 一人ひとりが安心して関係を築けるために、 集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（「支援の単位」数）

児童数	2015年	児童数	2016年	2017年	増加数・前年比
9人以下	683 (2.7%)				
10人-19人	2,168 (8.5%)	1人-19人	2,694 (9.7%)	2,560 (8.7%)	▲134 (-1.0%)
20人-35人	8,306 (32.5%)	20人-30人	5,502 (19.9%)	5,657 (19.3%)	155 (-0.6%)
		31人-35人	3,761 (13.6%)	4,132 (14.1%)	371 (0.5%)
36人-45人	6,883 (26.9%)	36人-40人	4,570 (16.5%)	4,826 (16.5%)	256 (-0.1%)
		41人-45人	3,300 (11.9%)	3,653 (12.5%)	353 (0.5%)
46人-70人	6,020 (23.6%)	46人-55人	3,717 (13.4%)	4,165 (14.2%)	448 (0.8%)
		56人-70人	2,718 (9.8%)	2,691 (9.2%)	▲27 (-0.6%)
71人-99人	1,204 (4.7%)	71人-100人	1,114 (4.0%)	1,205 (4.1%)	91 (0.1%)
100人以上	277 (1.1%)	101人以上	262 (0.9%)	398 (1.4%)	136 (0.4%)
合計	25,541	合計	27,638	29,287	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

### ○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかつたり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

### ○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模化した学童保育の分割を進めて、複数の「支援の単位」をおく場合や、学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
  - イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
  - ウ、子どもの保育に責任を待つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

### ○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につきおおむね1.65㎡以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定められました。\*専用区画と児童数は参酌基準

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
- 第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

#### 第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

### ○ 「条例基準」に基づいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の支援の単位ができます。2015年調査で把握した数に比べても、2016年調査では「支援の単位」数が増えており、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。

「支援の単位」をおおむね40人以下としたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）として定められたものです。大規模の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

### ○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2017年調査では、1年生の入所児童数は36万8336人、2年生の入所児童数は32万4858人でした。自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親か共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「2年生になって引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないので退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所させた」などの退所理由があげられていました。「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、大規模学童保育のなかで、子どもの安全や安心した生活が守られていない実態も含まれていることが推察されます。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築けることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

## 調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数	公立小学校数	未設置校区数	入所児童数	1年生～3年生の入所割合	児童数71人以上の学童保育の割合	待機児童数	待機児の割合
1	北海道	165	1,241	1,048	265	51,281	34.2%	6.5%	163	0.3%
2	青森県	33	340	288	54	13,203	37.0%	6.2%	27	0.2%
3	岩手県	32	367	323	96	14,031	35.4%	5.2%	81	0.6%
4	宮城県	33	647	380	51	24,560	35.4%	3.1%	301	1.2%
5	秋田県	25	269	200	36	10,282	39.5%	9.7%	139	1.3%
6	山形県	34	353	249	47	13,562	39.4%	4.8%	29	0.2%
7	福島県	48	495	444	120	19,688	34.3%	5.5%	222	1.1%
8	茨城県	44	878	497	43	34,591	36.3%	3.8%	527	1.5%
9	栃木県	25	655	366	55	23,130	34.4%	1.4%	32	0.1%
10	群馬県	34	546	306	19	22,469	33.6%	4.9%	59	0.3%
11	埼玉県	63	1,593	813	35	65,117	28.0%	3.5%	1,625	2.4%
12	千葉県	54	1,300	791	56	53,133	28.2%	2.8%	1,168	2.2%
13	東京都	55	2,317	1,276	205	95,983	30.7%	12.9%	3,511	3.5%
14	神奈川県	33	1,385	850	182	47,787	17.1%	0.6%	583	1.2%
15	新潟県	29	655	469	96	22,623	36.1%	20.5%	90	0.4%
16	富山県	15	263	191	18	13,086	45.5%	14.1%	106	0.8%
17	石川県	19	322	206	18	13,735	39.7%	10.6%	39	0.3%
18	福井県	17	289	198	24	9,612	40.0%	3.5%	5	0.1%
19	山梨県	24	255	172	12	10,844	44.8%	9.4%	50	0.5%
20	長野県	63	474	360	44	26,954	36.6%	26.8%	20	0.1%
21	岐阜県	39	476	367	62	15,683	25.1%	3.4%	142	0.9%
22	静岡県	35	763	499	63	28,880	26.2%	3.4%	992	3.3%
23	愛知県	54	1,414	966	137	51,999	20.2%	5.9%	965	1.8%
24	三重県	29	392	368	77	13,824	22.9%	3.1%	15	0.1%
25	滋賀県	19	413	224	20	14,934	28.1%	2.2%	32	0.2%
26	京都府	26	657	379	41	26,337	35.3%	2.3%	151	0.6%
27	大阪府	43	1,604	987	131	63,067	24.6%	1.2%	419	0.7%
28	兵庫県	41	1,123	752	58	47,238	28.2%	8.6%	895	1.9%
29	奈良県	36	323	201	9	14,492	33.4%	11.8%	80	0.5%
30	和歌山県	29	241	247	82	8,526	31.6%	1.2%	94	1.1%
31	鳥取県	16	241	201	40	8,301	43.2%	3.7%	70	0.8%
32	島根県	17	168	125	8	6,858	39.7%	3.6%	49	0.7%
33	岡山県	25	565	386	44	19,592	31.1%	0.9%	149	0.8%
34	広島県	22	693	476	36	27,721	32.7%	4.6%	350	1.2%
35	山口県	18	412	306	39	14,488	36.2%	5.6%	478	3.2%
36	徳島県	18	174	193	43	7,343	34.0%	5.2%	51	0.7%
37	香川県	15	271	162	15	10,145	33.3%	3.0%	334	3.2%
38	愛媛県	20	309	286	80	13,343	33.8%	7.4%	209	1.5%
39	高知県	20	168	229	98	6,969	37.3%	0.6%	90	1.3%
40	福岡県	59	1,412	730	45	58,103	34.4%	3.3%	384	0.7%
41	佐賀県	19	302	156	10	10,240	39.5%	1.0%	235	2.2%
42	長崎県	21	422	326	103	16,146	34.1%	2.6%	24	0.1%
43	熊本県	42	460	353	57	17,136	31.1%	3.7%	174	1.0%
44	大分県	18	345	265	22	13,591	36.8%	2.3%	150	1.1%
45	宮崎県	22	298	236	52	10,895	32.1%	6.4%	349	3.1%
46	鹿児島県	40	542	516	176	19,412	35.2%	2.8%	366	1.9%
47	沖縄県	28	455	265	96	17,384	29.4%	0.7%	905	4.9%
		1,616	29,287	19,628	3,120	1,148,318	30.0%	5.5%	16,929	1.5%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2017年5月1日の調査結果による。

## 調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

割合として、公立公営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業による運営が増えています。これまで公立公営だった学童保育が、民間委託、指定管理者制度の導入、民営化されるなど、運営主体が変更したものと考えられます。

民間企業が運営している学童保育（注1）は増えています（2013年409か所、2014年508か所、2015年767か所、2016年1207か所）。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度を受託して運営されているところです。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含めていません。

指定管理者制度（注2）を導入した市町村は180市町村、「支援の単位」数3868（2016年は3504）で、その代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会（注3）、父母会・保護者会など、指定管理者制度導入前の運営主体と同じところが大半です。

表1 学童保育の運営主体（「支援の単位」数）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	備考
公立公営	10,084	34.4%	182(-1.4%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	3,637	12.4%	458(0.9%)	行政からの委託(1936)、補助(183)、代行(1518)
地域運営委員会	4,558	15.6%	35(-0.8%)	委託(3201)、補助(1119)、代行(238)
父母会・保護者会	1,575	5.4%	37(-0.2%)	委託(892)、補助(586)、補助なし(6)、代行(91)
NPO法人	2,589	8.8%	367(0.8%)	委託(1458)、補助(481)、補助なし(30)、代行(620)。父母会・保護者会が行政からの要請のもと、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	1,586	5.4%	379(1.0%)	委託(884)、補助(347)、補助なし(57)、代行(298)
その他法人等	5,258	18.0%	191(-0.4%)	内訳は、私立保育園(1441)、保育園を除く社会福祉法人(1718)、私立幼稚園等の学校法人(471)、その他(1628)
合計	29,287			

\* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。（全国学童保育連絡協議会・2017年調査より）

（注1）「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても学童保育として認められないことになっていきますので、今回の調査結果の2万9271か所には含んでいません。厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。

（注2）指定管理者制度とは、「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

（注3）地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会（保護者会）の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくって、申請することを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会（保護者会）が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

表2 学童保育の指定管理者制度導入数の推移（「支援の単位」数）

	2015年調査	2016年調査	2017年調査
社会福祉協議会に代行	1089	1421	1518
地域運営委員会に代行	197	215	238
父母会・保護者会に代行	94	95	91
NPO法人に代行	1892	542	620
民間企業に代行		235	298
法人等に代行		996	1103
合計数（全体数との比率）	3272(12.8%)	3504(12.7%)	3868(13.2%)
導入している市町村数	167市町村	174市町村	180市町村

## 調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

開設場所（「支援の単位」数）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	16,303	55.7%	1,183( 1.0%)	内訳は、余裕教室活用(7240) 学校敷地内の独立専用施設(7208) 校舎内の学童保育専用室(973) その他の学校施設を利用(882)
児童館内	3,335	11.4%	▲45(-0.8%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,052	7.0%	173( 0.2%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,203	7.5%	22(-0.3%)	公民館内(454)、公立保育園内(120)、公立幼稚園内(170)、その他の公的な施設内(1459)
法人等の施設	1,931	6.6%	122( 0.0%)	私立保育園や私立幼稚園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,739	5.9%	68(-0.1%)	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,724	5.9%	126( 0.1%)	自治会集会所・寺社など
合計	29,287			

(全国学童保育連絡協議会・2017年調査より)

### ○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

### ○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

学童保育を増やしていく場合に、学校施設の活用は一つの方法だと思われませんが、その場合も、毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。

そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などを行うことを必要としています。

## 指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、資格の設けられた指導員の処遇改善を

### ○ 学童保育の役割と生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、学童保育での生活がスムーズに営まれて、子ども一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるように、それぞれの年齢や発達段階に応じた関わりをもち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通い続けられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営みを、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者とともに生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
- ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること
- ⑤ 施設外保育に努めること
- ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力を図る

(3) 関係機関との連携を図る

指導員は、「安全に安心して過ごせる生活を守る」「学童保育での基本的な生活内容をつくる(休息やおやつの提供なども含む)」「子どもが遊ぶための環境の整備と援助を行う」「子ども一人ひとりと、全体の生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う」「保育内容を記録する」「子どもの様子を日常的に保護者に伝える」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討を行う」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。また、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

### ○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それぞれに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、常に同じ場所において同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をすること、おやつの準備と遊び、宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して連携しながら子どもたちと関わります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員が一緒に保育にあたることもありますが、子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保されるようにする必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚と共にとしめあうことは、指導員が専門的な技能と知識を高めていくことにもつながります。

### ○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定められました

国は「省令基準」で、指導員の資格「放課後児童支援員」と員数について「従うべき基準」を示

し、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上おくこと」が義務づけられました。

資格を習得するには、保育士有資格者、社会福祉士有資格者、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者、教諭有資格者、大学で一定の決められた課目を履修したもの、高卒以上で放課後児童健全育成事業に類似した事業に2年以上従事した者などの9項目のいずれかに該当する者が、都道府県が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」を受講し、修了することが必要とされています。

学童保育での子どもたちの安全・安心な生活を保障し、責任をもつには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわり、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇になっていません。全国学童保育連絡協議会が2012年と2014年に行った実態調査では、つぎのことがわかりました。

## ○ 全国に約9万2500人いる指導員（全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による）

- ◆ 1施設の平均入所児童数は41.1人、平均指導員数は4.44人
- ◆ 64.9%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています  
(全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による)

## ○ 多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

(全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による)

- ・ 午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていない学童保育が多い。
- ・ 運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いている指導員が多い。
- ・ 専任配置ではなくローテーション勤務のところもある。
- ◆ 半数以上の指導員は年収150万円未満（全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による）  
週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満46.2%、150万円以上300万円未満31.3%、300万円以上5.4%
- ◆ 勤続年数が増えても賃金はあがらない（51.9%）1年契約の非正規職員が多い
- ◆ 待遇は依然として改善されていない  
退職金がない（61.6%） 社会保険がない（36.5%）  
一時金がない（53.8%） 時間外手当がない（39.0%）
- ◆ 正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）  
公営で正規職員は2700人（2.9%） 公営で非正規職員は4万1600人（45.0%）  
民営で正規職員は1万7200人（18.6%） 民営で非正規職員は3万1000人（33.5%）
- ◆ 公営・民営あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めている  
学童保育数の増加による指導員増もありますが、安心して働き続けられる条件が整っていないことが最も大きな理由と考えられる。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっている。最近では欠員が生じてもなかなか指導員の担い手が見つからない地域も増えている
- ◆ 指導員の研修を行っている市町村はまだ4割

## ○ 国の補助単価が、非常勤職員の「賃金」で計算されていたことが問題

上記のような不安定な雇用や劣悪な労働条件となっているのは、2016年度まで、国が積算する人件費の補助単価が平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたためです（指導員一人当たり154万円程度で計算）。

児童数36～45人規模の場合の補助単価の内訳（2016年度）

人件費相当 544.1万円	3人×7,256円×200日×6/8時間 3人×7,256円×50日 3人×7,256円×50日（長期休暇分） 合計544.2万 （指導員一人当たり181万円程度で計算）
------------------	--

## ○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

2010年から政府がスタートさせた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームでは、「開所時間の延長が求められている」「開所時間の延長のためには、非常勤職員（全国連協注：平日の勤務時間を6時間で計算）が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことが検討され、その場合、当時の補助水準（一人当たり年額150万円程度）に、さらに年額300万円を上乗せする必要があるという試算が出されました。

そして、2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました（「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」）。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと（そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった）、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあって、実際に申請した市町村は2割にとどまりました。

そこで、2015年度は、事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度、2017年度も継続されています。

## ○ 2017年度予算では、職員の人件費が見直されました

2017年度予算案では、学童保育の運営実態をふまえて職員の人件費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまでは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員（一人当たり年額約150万円）3人分の人件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価（年額約310万円）で算出されることになりました。

## ○ 全国学童保育連絡協議会はつぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、学童保育の量の拡大には指導員の処遇改善が欠かせないと考えると同時に、質を確保するため、指導員の自律的な規範としての倫理規定について提言しています。

### 提言「学童保育の保育指針（案）」第6章 指導員の資質向上と職場のチームワーク

#### (3) 指導員の倫理

指導員は、学童保育を必要とする子どもの毎日の生活を通して健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る業務に直接携わることになります。

また、子どもが示す様々な姿に対し、その場で判断し、対応することが必要な場面が多くあります。保育実践上の自由が保障される必要があります。

したがって、指導員の自律的な規範として、以下の倫理規定を身につけることが望まれます。

- ①子どもの最善の利益を学童保育の場で実現するよう努め、子どもを愛護します。
- ②学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につけ、高めるため研修と研鑽に努めます。
- ③子どもや保護者の人権、人間としての尊厳を否定したり傷つけたりするような行為はしません。
- ④子どもへの体罰を含む罰、おどし、暴力（言葉、態度も含めて）はしません。
- ⑤子どもに対して大人の判断や考えを一方向的に押しつけず、子どもの視点に立ちます。子ども自身が意見を言い、自らが意思決定していくことを大切にします。
- ⑥職務の内外を問わず、学童保育や指導員についての社会的な信用、社会的な評価を失墜させるような反社会的な行為はしません。
- ⑦仕事上知り得た個人や家庭に関する情報（プライバシー）を口外しないなど、適切に情報を管理します。
- ⑧指導員間では、互いに職場秩序の維持、向上のために努めます。
- ⑨職業人としての一般的なモラルを守ります。

## 子ども・子育て支援新制度によって、 2015年4月から大きく変わった学童保育

### ●これまでの国の学童保育制度の問題点

学童保育は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。児童福祉法では、学童保育の目的は「適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る」とされ、遊び場を提供する事業と異なる制度として位置づけられています。

しかし、法制化されたものの、不十分な内容の制度であったために、今日まで市町村や各学童保育によって大きな格差が生まれていました。

- ① 公的責任があいまいだった…市町村には学童保育の「利用の促進」への努力義務しかなかった
- ② 最低基準がつけられていなかった…児童福祉施設ではなく児童福祉事業という位置づけだったので、これまで法的な最低基準がなかった。2007年に国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」には、法的拘束力はなかった
- ③ 予算措置があいまいで、補助金もたいへん少ない金額だった…学童保育の補助金は法的に決められた予算措置ではない「奨励的な補助金」で、しかも、その金額は実際に必要な額と比べてとても少ないものだった

さらに、少なくない市町村が国の定めた不十分な施策や予算の範囲でしか学童保育の実施や補助を行っていませんでした。こうした問題点のおおもとには、学童保育の役割や必要とされる条件整備に対する、国や自治体の理解が不十分であるという問題がありました。

### ●「子ども・子育て支援法」(2012年8月制定)で学童保育に関する事項

- 学童保育は、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。
- 市町村に学童保育の整備目標などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下、事業計画)の策定が義務づけられました。
- 学童保育への補助金は、市町村の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて支出される交付金として出されます。
- 交付金は国から市町村への直接補助となり、都道府県は予算の範囲内で補助します。
- 国に「子ども・子育て会議」が設置され、都道府県と市町村にも同じような「地方版子ども・子育て会議」が設置されました(努力義務)。
- 法律の附則に「指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討」が盛り込まれました。

### ●児童福祉法改定(2012年8月改定)で学童保育に関する事項

- 対象児童が、「おおむね10歳未満」から「小学生」(六年生まで)に引き上げられました。
- 国としての学童保育の基準を省令で定め、それにもとづいて市町村が条例で基準を定めます。
- 市町村以外の者が学童保育を実施する場合には事前に市町村への届出が必要となりました。
- 市町村長には、条例で定めた基準の維持のために、実施者に報告を求め、検査などを行うことができることとされました。
- 市町村は、学童保育に公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図ります。
- 市町村は、必要としている家庭が利用できるように、情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整を行います。

2014年4月に国は「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を公布し、これにもとづいて各市町村が条例を定めました。また、2015年3月に国は「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、「運営の多様性を踏まえつつ」、「『全国的な標準仕様』としての性格を明確化」しました。2015年度から、各地の学童保育はこれらの基準と指針にもとづいて運営されています。

○放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(前年度574.8億円)

受入児童数 113.9万人(2016年度)→117.8万人(2017年度)[約3.9万人増]

1. 運営費等587.8億円

(前年度446.0億円) 子ども・子育て支援交付金(内閣府予算に計上)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

①放課後児童健全育成事業(運営費)

ア 運営費補助基準額の増額【拡充】…放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

・補助基準額：430.6万円(前年度374.4万円)※児童数36～45人の場合

イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】…夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

・補助基準額(案)1.7万円[1支援の単位あたり日額]

2017年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

：厚生労働省発表をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業	
(1) 年間開所日数 250日以上	
①構成する児童の数が1～19人の支援の単位当たり年額	2,238,000円-(19人-支援の単位を構成する児童の数)×27,000円
②構成する児童の数が20～35人の支援の単位当たり年額	4,306,000円-(36人-支援の単位を構成する児童の数)×25,000円
③構成する児童の数が36～45人の支援の単位当たり年額	4,306,000円
④構成する児童の数が46～70人の支援の単位当たり年額	4,306,000円-(支援の単位を構成する児童の数-45人)×53,000円
⑤構成する児童の数が71人以上の支援の単位当たり年額	2,917,000円
⑥開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数-250日)×17,000円(1日8時間以上開所する場合)
⑦長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (この要件に該当する開所日数)×17,000円
⑧長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	
(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×378,000円
(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×170,000円
(2) 特例分(年間開所日数200～249日)	
①(ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位当たり年額	2,847,000円
(イ)構成する児童の数が1～19人の施設	1,637,000円
②長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (この要件に該当する開所日数)×17,000円
③長時間開所加算額(1支援の単位当たり)	
平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×378,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

②放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等))

ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】…既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

・補助基準額：(i)放課後児童クラブ設置促進事業1,200万円(前年度1,200万円)

(ii)放課後児童クラブ環境改善事業100万円(前年度100万円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進…小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

・補助基準(加算)額：100万円(前年度100万円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進…幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

・補助基準額：500万円（前年度500万円）

③放課後児童クラブ障害児受入推進事業…放課後児童クラブにおける障害児の受入を推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

・補助基準額：179.6万円（前年度174.8万円）

#### ④放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

・補助基準額：299.6万円（前年度305.2万円）

イ 移転関連費用補助【拡充】…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

・補助基準額：250万円（前年度250万円）

ウ 土地借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

・補助基準額610万円（前年度610万円）

・補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

⑤放課後児童クラブ送迎支援事業…授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

・補助基準額：46.6万円（前年度45.4万円）

## （2）質の向上

①放課後児童支援員等処遇改善等事業…保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、（i）家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※1）を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。※1 職員は当該全ての業務に主担当でなくともよい。

（ii）または、（i）に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※2）を配置し、うち1名以上を常勤職員（※3）とする場合に、当該職員の賃金改善を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。※2、3 職員及び常勤職員は（i）の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

・補助基準額：（i）154.1万円（前年度158.1万円）（ii）290.4万円（前年度293.2万円）

②障害児受入強化推進事業【拡充】…障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入を行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入を行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

・補助基準額：179.6万円（174.8万円）

※医療的ケア児がいる場合の支援384.7万円〔1支援の単位あたり年額〕

③小規模放課後児童クラブ支援事業…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

・補助基準額：55.9万円（54.4万円）

（3）その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業【新規】

…放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

（i）放課後児童支援員を対象に年額12.4万円（月額約1万円）

（ii）経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象に i と合わせて年額24.8万円（月額約2万円）

（iii）経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37.2万円（月額約3万円）

## 2. 施設整備費 137.5億円

（前年度128.8億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府予算に計上）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

・実施主体：市町村

・補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

・補助基準額：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 5142.6万円（前年度4992.8万円）

〔次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 上記以外の場合：2571.3万円（前年度2496.4万円）

ウ 土地借料加算：610万円（前年度610万円）

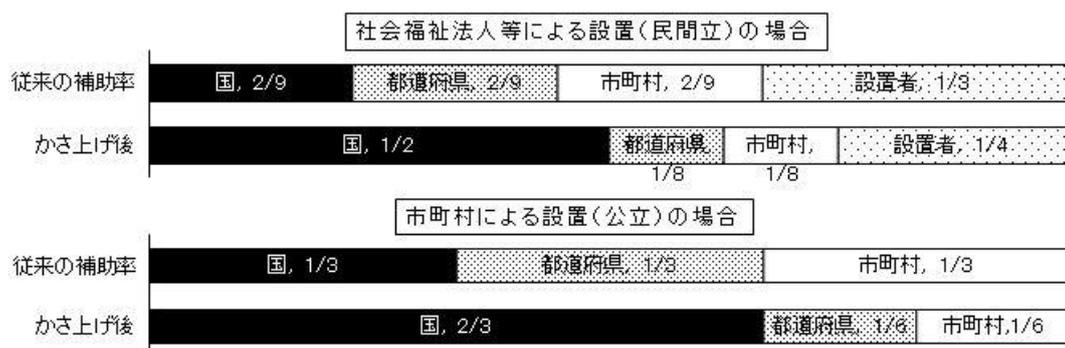
補助率：【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市町村8分の1、社会福祉法人等4分の1



## 参考資料4

## 学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童 保育数	国庫補助 総額(万円)	国の施策の動き
1966			文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515		
1970	1,029		
1971			文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932	1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業)
1977		1億0800	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1984	5,193	2億8535	
1985	5,449	3億2655	
1986	5,749	3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938	4億0168	
1988	6,100	4億2742	
1989	6,310	5億2943	
1990	6,708	6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換して、学童保育に補助する事業)
1993	7,516	14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863	17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143	20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514	24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627	46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	54億7910	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	59億9000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	74億3200	障害児加算は2名から。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	87億2200	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858	111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668	158億4900	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育のか所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一歩本化。厚生労働省が初めてガイドラインを作成
2008	17,495	186億9400	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行动指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475	234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744	274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204	307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846	307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635	315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096	383億7100	内閣府の「保育緊急確保事業」で指導員の処遇改善の予算確保。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定。「放課後子ども総合プラン」策定。2019年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備する目標
2015	25,541	575億	国が「放課後児童クラブ運営指針」を策定。「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」予算化。
2016	27,638	574億8000	新制度施行2年目。
2017	29,287	725億3000	新制度施行3年目。8月現在、地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられている

## 参考資料5

# 「放課後子ども総合プラン」について

### ●「放課後子ども総合プラン」とは

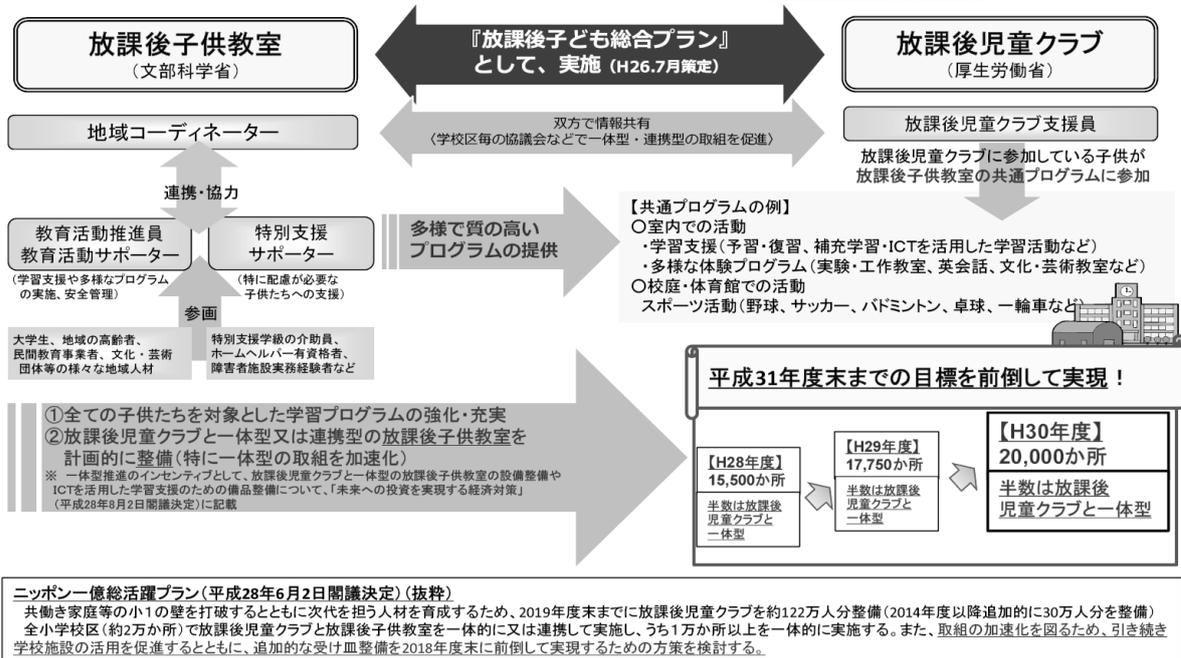
2014年、政府は「放課後子どもプラン」をもとにしてあらたに「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人）を増やすこと、学校施設を徹底活用すること、約2万か所で学童保育と「放課後子供教室」を「一体的に又は連携して実施」し、うち1万か所以上を「一体型」で実施するとしています。

（注）放課後子供教室とは、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである」（放課後子ども教室推進事業実施要綱より）。

## 放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額: 6,295百万円の内数)	【補助率】
29年度要求・要望額: 7,541百万円の内数	国 1/3
地域学校協働活動推進事業の一部で実施	都道府県 1/3
	市町村 1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



### ●「放課後子どもプラン」とは

2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣がトップダウンで突然、「放課後子どもプラン」の推進を発表しました。そこには、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連携して」実施していくとの方針が示されていました。

この背景には、1992年頃から、大阪市や横浜市で、すべての子どもを対象に、小学校の余裕教室を使った遊び場、居場所づくり事業、厚生労働省が「全児童対策事業」と呼んでいる事業がはじめられていたことがありました。この、学童保育の事実上の廃止を意味する「全児童対策事業」と学童保育との「一体化」が懸念されていたなか、2003年、川崎市は、それまで公設公営で実施していた学童保育事業を事実上廃止し、「全児童対策事業」である「わくわくプラザ事業」をスタートさせます。

### ●全国学童保育連絡協議会の要望

全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を

果たすことは不可能です。伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

学童保育の固有の役割を明らかにし、専任職員の複数配置と専用の「生活の場」を確保し、学童保育の生活が保障されるよう働きかけ、「放課後子供教室事業」や「全児童対策事業」とは「連携」するものとして学童保育の拡充を求めています。

「放課後子ども総合プラン」で、学校内で実施されるとして示された「一体型」と言われる構想についても、学童保育の役割が果たせるよう、定まった入所児童が専用室と専任指導員のもとで継続した生活が保障される実施形態となるよう働きかけています。

## ●「学童保育の質の改善」と「放課後子ども総合プラン(量の確保)」をめぐる国の動向

○国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」であるとしています。

- ・厚生労働省は、2014年8月に開催された「放課後子ども総合プラン」全国地方自治体担当者会議で、「同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」「実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意」などの考え方を示し、「放課後児童クラブは基準に基づき生活の場として実施していく。『一体型』と『一体化』は違う」と説明しました。
- ・また、2016年1月の全国厚生労働関係部局長会議、2月の全国児童福祉主管課長会議において、厚生労働省から「③『一体型』の留意事項」として、以下の観点が示されました。

「一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されないおそれもあることから、十分ご留意いただきたい」。

しかし、学童保育関係者の間では、「市町村の財政状況や受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

政府が推進している「放課後子ども総合プラン」では、学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携が図られるようにしていくことが求められます。

●厚生労働省、内閣府子ども・子育て本部への要望（2017年6月30日提出）

## 公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

共働き・一人親家庭等が増え、学童保育を必要とする家庭は年々増加しています。安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いは、ますます高まっています。学童保育の拡充は国の施策のなかでも重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくりかえし求めてきました。

政府が推進する子ども・子育て支援新制度の施行によって、学童保育は、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。しかし、児童福祉法では市町村の責任が「利用の促進の努力義務」にとどまり、省令基準では、施設の広さや、その他の運営に関する項目については市町村に任されています。市町村が費用の3分の1を負担とする制度は、市町村の学童保育に対する考え方や政策優先度などに大きく左右されるため、学童保育の設置を進めるうえで地域格差を生じさせる要因となっています。また「総事業費の半額程度を保護者負担」とする費用負担割合の考え方によっては、補助金の増加が保護者負担の増加につながっている実態があります。

基準に基づく施設整備の遅れや、待遇の悪さもあって有資格者の配置が進まないなどの点から、利用希望者を受け入れることができず、学童保育を利用したくてもできない「待機児童」が顕在化しています。実態把握を進めるためには、「待機児童」の公的な定義が必要です。

指導員の処遇は、根本的な改善が必要です。市町村の負担回避と、職の専門性や継続する生活の場づくりに対する不十分な理解から、短期・有期雇用が常態化している地域もあり、改善が遅れています。

また、学童保育本来の役割が果たされない問題も生まれています。生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時からは学童保育」でそれまでは「全児童対策事業」が容認されている、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい事例が多々あります。自治体における「放課後子ども総合プラン」による量的整備優先の考えが背景にあるかとの危惧を抱くところです。

国が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示した学童保育の役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要です。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を要望します。

### 要 望 項 目

#### 1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づける法的整備をしてください。
- (2) 市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、市町村の実施責任を明確にする児童福祉法の改正を行ってください。
- (3) 省令で定めている学童保育の基準について、学童保育の質的な向上が図られるよう改善を図ってください（具体的な改善の要望は要望項目4をご参照ください）。
- (4) 安定的な財政措置の仕組みとするとともに、全国各地の学童保育への財政支援を強めるため、国の負担割合を増やしてください。
- (5) 学童保育の建物の公設化を奨励する、国としての財政措置を強化してください。
- (6) 新制度の下でも、資格と業務に見合わない処遇、勤務時間の伸長が重なり、指導員の欠員が拡大

しています。資格と業務にふさわしい処遇改善を進めてください。

## 2 学童保育の量的な拡大、質的な拡充が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめとする対策を進めてください。

- (1) 省令基準と運営指針に基づく運営が可能となるよう、補助額を大幅に増額し、民設、借家等を含めて、施設改善への利用の幅が広がるように措置してください。また、国の負担割合は少なくとも2分の1に引き上げてください。
- (2) 運営費に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① 支援の単位を構成する児童の数が20人未満の場合を含め、常勤・専任の指導員を2名以上配置することができるよう、人件費にかかる財政措置の改善を行うとともに、国の負担割合を増やしてください。
  - ② 常時2名配置体制を行うために、保育の引き継ぎが可能であり、労働時間にも配慮した人員の配置ができる予算組みにしてください。
  - ③ 長期休業中などの労働条件を考慮すると、省令基準の求める指導員の配置要件を実現するには、支援の単位当たり4人以上の有資格者を確保することが必要です。それが、実現できる財政措置をしてください。
  - ④ 「子ども・子育て支援新制度」に対応するための事務量が著しく増加しています。事務量とその高度化に対応ができるように、事務経費の算定基準を大幅に改善してください。
- (3) 施設整備に対する財政措置を十分に行ってください。
  - ① 補助単価のさらなる引き上げを図ってください。
  - ② 「放課後児童クラブ運営支援事業」等の要件になっている「待機児童が存在している地域等において」という条件は、「待機児童が存在」するか否かが特定できず、実情に合わないため、条件としないください。
  - ③ 省令基準で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、一の支援の単位を構成する児童の数の基準を守れるように、借地・借家も対象とする、増改築に対する補助制度の新設と、財政措置を講じてください。
- (4) 希望する障害のある子どもが入所できるよう、財政措置を行ってください。
  - ① 子どもの状況に応じて、専任の指導員が加配できる制度にしてください。
  - ② 加配する指導員を、常勤・専任で雇用できる補助単価にしてください。

## 3 指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 指導員の処遇の改善をいっそう強力で推進してください。
  - ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、確実に指導員の処遇改善につながる明快な仕組みの事業としてください。
  - ② 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、事業の趣旨や内容にそった適切な仕組みの事業としてください。
- (2) 自治体の非正規職員として働く指導員の処遇改善が図れるよう、総務省と連携してください。
- (3) 「放課後児童支援員認定資格研修事業」については、対象となるすべての現任指導員が有資格者となることができるよう、市町村への援助と財政措置を図ってください。
  - ① 「認定資格研修」の補助単価をさらに引き上げ、講師となる指導員の代替要員を確保するための費用も補助してください。
  - ② 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮して、受講者への補助を行ってください。
- (4) 「資質向上研修」にすべての指導員が受講できるよう、財政措置を行ってください。
  - ① 講師となる指導員や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員を確保するための費用などの補助は「人材確保等研修事業費」としてください。また、実態に見合った額に引き上げてください。
  - ② すべての都道府県及び市町村が計画的に現任者を対象とした「資質向上研修」を行えるように

- 「資質向上事業費」の増額を図るとともに、国の負担割合を引き上げてください。
- (5) 都道府県及び市町村の学童保育担当職員の「認定資格研修」の受講状況を調査し、公表して改善につなげてください。

#### 4 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

- (1) 学童保育の役割を果たすために、省令基準を以下の内容に沿ったものに改定してください。また、「参酌基準」を順次「従うべき基準」としてください。
- ① 広さは子ども一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて子ども一人当たり 3.96 m<sup>2</sup>以上とする。
  - ② 「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」とする。
  - ③ 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。
  - ④ 「支援の単位」ごとに、固有の専用室を設けることを明記してください。
  - ⑤ 資格を有する指導員の配置は、「支援の単位」ごとに2名以上としてください。
  - ⑥ 児童数が19名以下の施設であっても、専任の指導員を2名以上配置することとしてください。
  - ⑦ 「毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の双方が考えられる事業」とするのは、「全児童対策事業」と一体あるいは並行して行っている事業などに見られる例外的な事例であることから、学童保育の役割からも継続利用が必要なことを市町村に周知してください。
- (2) 「上限を守った子ども集団の規模」「専用室」「専任職員」は、学童保育での生活にとって一体のもので、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにしてください。
- (3) 「児童数」の考え方を、「登録児童数」として市町村に周知してください。
- (4) 学童保育運営の委託や代行においても、事業の収支、利用者の処遇等について報告を求めることが必要である旨、市町村に周知するとともに、省令基準第15条の「帳簿を整備」に加え、その公開と市町村への報告を義務として定めてください。

#### 5 現行の「放課後児童支援員認定資格研修事業」を最低限維持し、これ以上の規制緩和を行わず、改善してください。

- (1) 「認定資格研修」における、受講資格の緩和、代替え科目による履修認定等は、「認定資格研修」の根幹を揺るがすものです。行わないでください。
- (2) 資格要件から「類似の事業に従事」している者は外してください。

#### 6 国として以下の制度を創設し、財政措置を図ってください。

- (1) 母子家庭・父子家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免について、市町村の行う減免に対して補助を行うなど、制度を創設してください。
- あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。
- (2) 指導員の資格について、将来的には国家資格とする方針を明確にするとともに、段階的に近づけていく方策を検討してください。
- (3) 大学等での養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法令を整備してください。
- (4) 学童保育を必要とするすべての障害のある子どもが適切な保育が受けられるように、専門的な課題について指導員が学童保育の現場で相談や指導を受けることができる制度を創設してください。
- (5) 児童の数が19人以下の支援の単位においても、常勤・専任の指導員を2名以上、配置することができるような補助単価にしてください。
- (6) 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」における「18時半を超えて事業を行う者に対して」という条件を外してください。少なくとも「保育所との開設時間の乖離」の解消の趣旨からして、地域特性を勘案する制度としてください。
- (7) 学童保育での保育中の事故・ケガ等の賠償対策として、日本スポーツ振興センターの「災害共済

給付」の対象に、学童保育も含めてください。

## **7 「市町村子ども・子育て支援事業計画」について調査を行い、改善につなげてください。**

- (1)「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直しについて、財政措置も含めた法制度上の課題の調査し、公表して改善につなげてください。
- (2)保育所を卒所した子どもの数と小学1年生の学童保育を利用する子どもの数との乖離などをふまえて、学童保育を利用したくてもできない「待機児童」を総合的に把握し、ニーズ調査を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の量的目標を設定するなど、「待機児童」を出さない体制の整備を進めるようにしてください。

## **8 「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う事業ではなく、それぞれの事業として実施する方針を堅持し、周知・徹底してください。**

- (1)「放課後子供教室」と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なります。二つの事業をひとつにした運営（同じ場所、同じ職員が対応する）では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の目的・役割は果たせません。それぞれの事業の目的・役割が果たせるよう、周知・徹底してください。
- (2)「一体型」や「連携して実施」などの表現は、市町村や現場でも混乱の原因となっています。学童保育を「全児童対策事業」に一体化するなどの動きを生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3)「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活を守ることが優先される旨、周知・徹底してください。

## **9 「東日本大震災」・「平成 28 年熊本地震」で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国としての支援を行ってください。**

「東日本大震災」・「平成 28 年熊本地震」で被災した地域は、共働き・一人親家庭等の増加や「子どもを一人で家に置く」ことへの不安もあり、学童保育の役割が増大しています。また時間的経過を経て、「心のケア」への対策があらためて求められています。被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう、特別な手立てを講じるなど、継続的な支援を進めてください。

- (1)学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2)学童保育に通う子ども、その家庭、指導員への「心のケア」を行えるように、専門スタッフの巡回や相談、指導員の研修などが行えるように、財政措置を含めた対応を進めてください。
- (3)原発事故による被害から子どもを守るために、専門家との協力・連携などの特別な対応を行い、必要な財政措置を講じてください。
- (4)被災した地域における、学童保育再建のための財政支援策を策定してください。
- (5)学童保育の防災・安全対策についての国としての指針を定め、防災に関わる物品、設備等の整備を補助してください。

## 地方分権改革にかかる「放課後児童クラブ」の事項についての要望書

日頃より、地方自治体の学童保育施策の推進に尽力いただきお礼申し上げます。

「子ども・子育て支援新制度」の施行もあり、学童保育（放課後児童クラブ）については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。

私たちは、放課後児童クラブの量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や地方自治体が放課後児童クラブの実施および整備の公的責任を果たし、施設や職員や運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めています。

2017年に内閣府・厚生労働省に提出した要望書は別紙1をご参照ください。

私たちは、放課後児童クラブの指導員には高い専門性が求められ、その仕事には保育士や教諭の仕事とは異なる要素も多くあるとして、「学童保育士」という固有の「国家資格」と、それにふさわしい養成課程、養成機関の整備を求めています。

現行の、「放課後児童支援員」資格は、私たちの要望とは異なる点がありますが、省令で定められた「指導員の資格」「有資格者配置の義務づけ」「指導員に必要な知識・技能を習得する内容を持った都道府県知事の行う認定資格研修の義務づけ」などをもとに、放課後児童クラブの質的な拡充を図っていくことが必要だと考えています。

2017年7月7日に行われた「第29回地方分権改革有識者会議・第53回提案募集検討専門部会 合同会議」の資料が、内閣府のホームページ上で公表されていたので、以下、放課後児童健全育成事業に関する各論点について全国学童保育連絡協議会としての考えを述べ、政策に反映するよう要望します。

■【地方自治体の意見】全国的に放課後児童支援員の確保が困難であり、国が定めた基準通りに放課後児童クラブを運営することが困難なことから、その人員資格及び人員配置について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」等に見直す。

■【地方自治体の意見】放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直す。

■【全国学童保育連絡協議会の考え】「全国的な一定水準の質」を確保するという事業のあり方の根幹として、これまでどおり、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び人員配置については「従うべき基準」として堅持することが不可欠だと考えます。

■【理由】「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、省令基準）が定められる以前、放課後児童クラブに従事する者の要件そのものは、各自治体によってさまざまであったことにより、各自治体の事業内容にも大きな格差がありました。いまなお、その状況は続いています。

現行の省令基準に示された、人員資格及び人員配置の内容、および、「従うべき基準」という位置づけは、全国すべての放課後児童クラブを利用する子どもたちが「全国的な一定水準の質」を確保された育成支援を受けられるようにするためには必要不可欠のものです。

供給を急いで、資格要件を軽視することは、現状を放置することであり、認めるべきではありません。放課後児童支援員の確保が困難であること背景には、「放課後児童クラブで働く指導員の処遇が大変低いこと」「省令基準」「放課後児童クラブ運営指針」についての理解が不十分なことがあげられます。こうした根本的な問題に取り組むことが必要と考えます。

■【地方自治体の意見】放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する。

■【全国学童保育連絡協議会の考え】都道府県の責任で実施することが事業の本旨と考えます。

**【理由】** 全国一律の質を担保することが必要であるとともに、人材の確保を行うことは、都道府県の重要な責務とされており、その点からも都道府県の責任で実施することが事業の本旨と考えます。また、永年の履修記録の保管、修了者管理を行うことが必要であることなどから考えても、広域自治体である都道府県が行うのが適当であると考えます。

■ **【地方自治体の意見】** 児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。

**【全国学童保育連絡協議会の考え】** 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件（省令10条3）の条件をこれ以上切り下げるのは、不適切と考えます。

**【理由】** 「放課後児童クラブ運営指針」に示された水準を満たす育成支援を実現するためには、専門的な知識と技能を有する職員の配置が必要です。現状を見ると、それには不十分な状況があり、それらを改善し、よりよい放課後児童クラブを実現するためには、市町村等の努力が必要です。資格の基礎要件を軽視すること、切り下げることは、放課後児童クラブに通う子どもにとって、不十分な現状を放置することであり、行うべきではありません。

なお、私たちは、保育士や教諭の仕事とは異なる要素も多くあるとして、「学童保育士」という固有の「国家資格」と、それにふさわしい養成課程、養成機関の整備を求めます。

■ **【地方自治体の意見】** 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和。

■ **【地方自治体の意見】** 併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。

**【全国学童保育連絡協議会の考え】** 他事業との兼務、放課後児童支援員1名のみでの配置とすることは、事業内容の根幹にかかわることであり、保育内容の質の低下に直結するので、認めるべきではありません。

**【理由】** 放課後児童クラブでは、年齢や発達異なる子どもが集団で、継続した生活を営んでいます。放課後児童クラブでは、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それぞれに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、放課後児童クラブ内において、常に同じ場所において同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、それぞれが別の遊びをすること、おやつ準備と遊びと宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して複数で子どもたちと関わる必要があります。

これらのことは、少人数で行う保育であっても、保育の維持・生活の場の保障のために必要なことです。

したがって、他事業との兼務、放課後児童支援員1名のみでの配置とすることは、事業内容の根幹にかかわることであり、保育内容の質の低下に直結するので、認めるべきではありません。

■ **【地方自治体の意見】** 児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

**【全国学童保育連絡協議会の考え】** 児童厚生員に対する資格要件の緩和は、不相当と考えます。

**【理由】** 全国すべての放課後児童クラブに通う子どもたちが全国共通の標準化された育成支援を受けられるようにすることを目的として行われる「放課後児童支援員認定資格研修事業」は、資質向上や、

能力向上の研修とは目的・役割が異なります。民間団体等が資質の向上を図るために行っている研修をもって「放課後児童支援員認定資格研修事業」にかえることは、「全国共通」した認定研修を導入したこと、それぞれの「客観的な評価が困難」なことから、不相当と考えます。

**参考1 放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会 第4回会議資料「放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン(案)の概要」より抜粋**

○これまでに都道府県又は市町村が実施した放課後児童指導員等の資質の向上を図るための研修や、民間団体等が実施した同種の研修を受講した者が、当該研修で既に履修した科目については、全国共通した認定研修制度を導入したこと及び当該研修の客観的な評価が困難なことなどから、免除の対象としない。

**参考2 「放課後児童支援員認定資格研修事業の目的」**（「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」より）

○認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

- 【地方自治体の意見】放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。
- 【地方自治体の意見】放課後児童健全育成事業の長時間開所加算（平日分）の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。
- 【地方自治体の意見】放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。

**【全国学童保育連絡協議会の考え】**

- ◆平日のみの開設とした場合、年間240数日は開設されていることとなります。土日も、保護者の就労実態などをもとに、必要に応じて放課後児童クラブを開設することが必要です。
- ◆指導員の勤務形態について現状では、半日勤務・短時間勤務の指導員だけで現場を担っている現場や、継続的に子どもと関わり、責任を持って保育を行うことが困難な運用形態の勤務で保育が行われている現場があります。子どもたちの安全・安心な生活を保障し、責任をもつには、保育時間前後に必要な準備等の時間が設けられることが不可欠です。したがって、放課後児童クラブの開所時間や指導員の勤務時間は、そのことをふまえて午前中からとして設定されることが必要です。
- ◆指導員には、豊かな人間性と倫理観を身につけ、「放課後児童クラブに通う子どもの遊び・生活と、その家庭への理解にもとづいて、子どもたちの保育を行う」うえでの専門的な知識と技能が求められます。

しかし実際には、継続的な子どもとのかかわりが保障されない有期雇用、期限付き雇用などが導入されている地域がありますし、賃金や社会保障などの待遇が、継続的に働き続けるには不十分な現状が多々残されています。

指導員の処遇については、他の要因に左右されず大幅に改善することが可能な仕組みを求めます。

# 学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査票 (2017年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [ ] 市区町村名 [ ] 全国地方公共団体コード [ ]  
 担当部署名 [ ] 記入者名 ( ) 連絡先 TEL ( )

## Q1 学童保育の数についてお聞きします

- A 公立公営により、Bに該当しないか所数 [④] 「支援の単位」数 [②]
- B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数 [⑤] 「支援の単位\*1」数 [⑥]
- C 貴自治体内にある学童保育(放課後児童クラブ)のか所数 [④+⑤の合計] 「支援の単位」総数 [②+⑥の合計]

\*1「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」

## Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします \*長期休業中のみの入所児童はのぞきます

- A 学年別の入所児童数 1年生 [ ]人 2年生 [ ]人 3年生 [ ]人  
 4年生 [ ]人 5年生 [ ]人 6年生 [ ]人 その他 [ ]人
- B 入所児童総数 [ ]人 (Aで回答していただいた合計数になります)

\*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

## Q3 規模についてお聞きします (Q1のC「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数
1人~19人		36人~40人		56人~70人	
20人~30人		41人~45人		71人~100人	
31人~35人		46人~55人		101人以上	

## Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

- A Q1のC「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

- ① 公立公営 ( ) (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
- ② 公社・社会福祉協議会 a 委託( ) b 補助( ) c 代行( )
- ③ 運営委員会 a 委託( ) b 補助( ) c 代行( )
- ④ 父母会・保護者会 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )
- ⑤ NPO法人 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )
- ⑥ 民間企業 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )
- ⑦ その他法人等 a 委託( ) b 補助( ) c 補助無( ) d 代行( )

- B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。

- a 私立保育所 ( ) b その他の社会福祉法人 ( ) c 学校法人 ( ) d その他 ( )

## Q5 開設場所についてお聞きします (Q1のC「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします)

- ① 学校敷地内の学童保育専用施設 [ ]
- ② 校舎内の学童保育専用施設 [ ] ※もともと学童保育専用につくられたもの。余裕教室転用は除く。
- ③ 余裕教室(空き教室)を利用 [ ]
- ④ 余裕教室以外の学校施設を利用 [ ] (施設名= )
- ⑤ 児童館・児童センター内 [ ] ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設 [ ]
- ⑦ 公民館内 [ ] ⑧ 公立保育所内 [ ] ⑨ 公立幼稚園内 [ ]
- ⑩ その他の自治体の所有の施設内 [ ] (施設名= )
- ⑪ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内 [ ] ⑫ 私立保育所内 [ ]
- ⑬ 私立幼稚園内 [ ] ⑭ その他の社会福祉法人が設置した施設内 [ ]
- ⑮ 保護者が建てた専用施設 [ ] ⑯ アパート・マンションの一室を利用 [ ]
- ⑰ 民家を借用 [ ] ⑱ 神社・寺院等を利用 [ ]
- ⑲ 町内会・自治会・団地の集会所 [ ]
- ⑳ その他 [ ] (施設名= )

## Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

- A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [ ]校

- B 学童保育がない小学校校区数(未設置校区数) [ ]校区

\*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

## Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください(待機児童がいない場合は0人と記入)。

- a 把握していない b 把握している → 「支援の単位」数 [ ] [ ]人

# 学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

## Q1 学童保育の数について

貴自治体内にある学童保育(放課後児童クラブ)のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数⑧と、「支援の単位<sup>\*1</sup>」数⑩、公立公営により、Bに該当しないか所数⑨と「支援の単位」数⑪のそれぞれを合計したものが、㉑、㉒になります。

\*公設民営の場合も、届出が必要です。2015年3月13日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の届出について」に、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる」とされています。

(※1)「支援の単位」とは…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4に「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とされています。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
  - イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
  - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

## Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数について

2017年5月1日現在の学年別の入所児童数と入所児童総数をお聞きします。  
学年別の入所児童数を合計したものが、入所児童数になります。

\*長期休暇期間中のみの入所児童はのぞく。長期休暇期間中の入所について、5月1日現在、入所申込みが済んでいても、年間を通して継続的に利用することを前提に申込みをした児童の数を記入してください。

\*「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしています(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

\*障害のある子どもは学年の欄に加え、幼児などが入所している場合には「その他」で記入してください。

## Q3 規模について

「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします。

- \*定員ではなく、それぞれの入所児童数を記入してください。
- \*前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

## Q4 学童保育の運営主体について

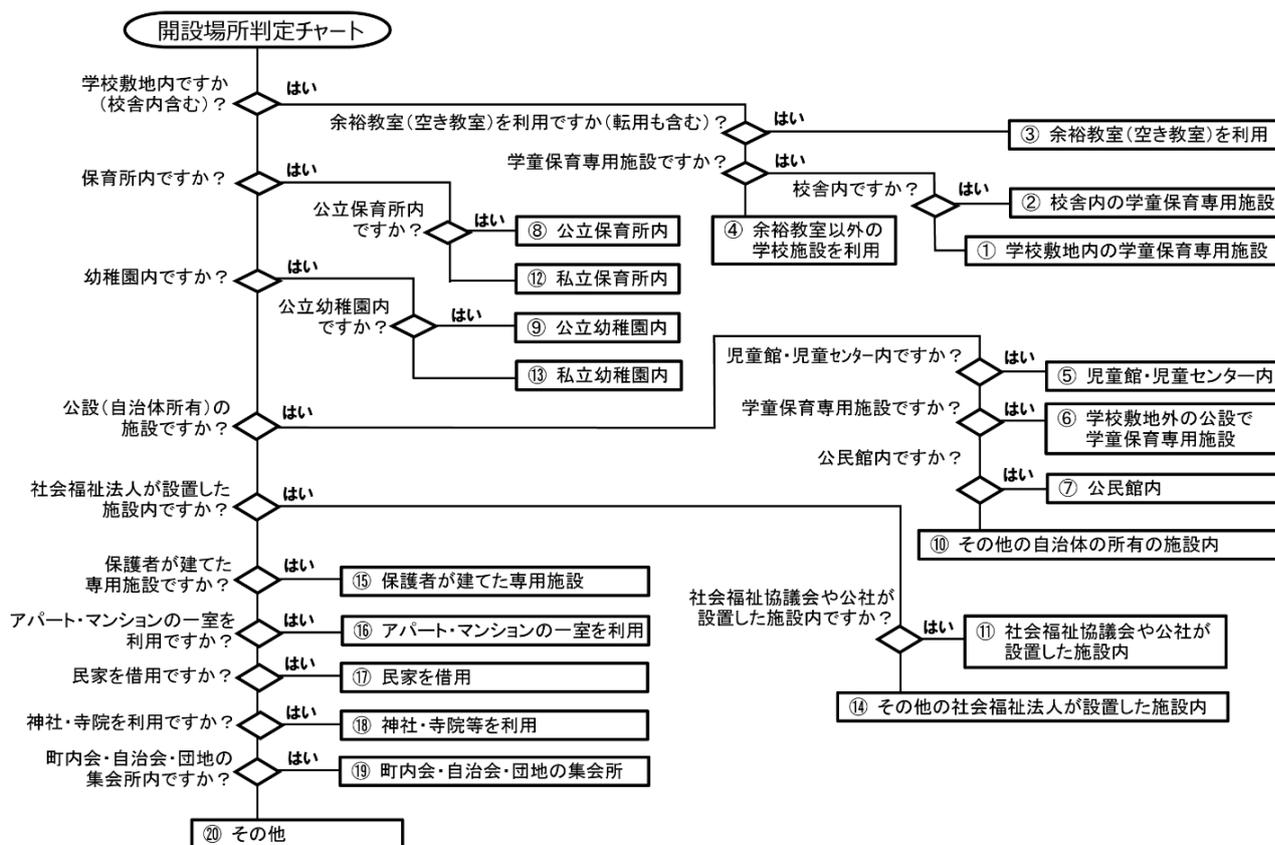
「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

- \*「地域運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織
- \*「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者へ依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外のところがやっている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

## Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

\* 考え方：以下の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



\* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。余裕教室を転用している場合は、「③余裕教室(空き教室)を利用」としてください。

## Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校の総数をお聞きします。

学童保育がない小学校校区数(未設置校区数)をお聞きします。

\* 別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

## Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童数を把握していない場合は、「a 把握していない」、把握している場合は「b 把握している」の記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください(待機児童がいない場合は0人と記入)。

\* 待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用(登録)できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用(登録)できなかった児童」。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合
- ・市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合。
- ・新年度の入所申し込みが、定員を大幅を超えるため、入所申し込みを断念している場合
- ・保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765  
Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

#### <主な活動>

#### ◆全国学童保育指導員学校の開催 (2017年)

	日程	会場	受講者数
北海道会場	6月25日(日)	北海道札幌市・かでの2.7	405名
東北会場	7月9日(日)	宮城県仙台市・宮城学院女子大学	732名
北関東会場	6月18日(日)	栃木県宇都宮・帝京大学宇都宮キャンパス	849名
南関東会場	6月4日(日)	東京都板橋区・大東文化大学	763名
西日本(石川)会場	6月11日(日)	石川県金沢市・金沢市文化ホール	541名
西日本(大阪)会場	6月4日(日)	大阪府大阪市・大阪市立大学杉本キャンパス	980名
四国会場	6月25日(日)	香川県高松市・高松テルサ	358名
九州会場	6月18日(日)	福岡県春日市・クローバプラザ	1150名

#### ◆第51回全国学童保育研究集会 in 愛知の開催

2016年10月29日(土)、30日(日) 愛知体育館、金城学院大学(名古屋市) 4654名参加

#### ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約4万人)

#### ◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施)②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2012年)③指導員の实態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告)④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

#### ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2010年『入門ガイド 発達障害児と学童保育』(全国学童保育連絡協議会編集協力)

『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報2010-2011』

2011年『学童保育情報2011-2012』

2012年『学童保育情報2012-2013』

2013年『改訂版 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)『学童保育の実態と課題2012年版 実態調査のまとめ』『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』『学童保育情報2013-2014』

2014年『学童保育情報2014-2015』

2015年『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』『学童保育ハンドブック』第2次改定版『学童保育指導員の实態調査報告2015』『学童保育情報2015-2016』

2016年『学童保育情報2016-2017』

2017年『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』

#### ◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動  
提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。